

第2章

韓国の女性障害者－実態と施策－

崔 栄繁

要約：

韓国はその文化的な背景もあり、女性の地位の低さが国連等から指摘されてきている。政府としては女性問題に特化した部署を設置し、女性の社会的地位の向上等に取り組んできている。女性運動が盛んであり、さらに障害女性、女性障害者運動も活発である。障害者権利条約第6条は女性障害者に関する個別条項であり、同条項の設置には韓国が官民で主導した経緯がある。そこで、韓国における女性障害者の実態や関連法制度を整理し、本研究の最終報告に向けた課題を整理する。

キーワード：

第4次障害者政策総合計画 女性家族省 障害者差別禁止法 障害者権利条約
障害者権利委員会総括所見

はじめに

韓国は儒教の影響を受けてきた文化的な背景もあり、社会における女性の地位の低さが指摘されてきた。最近の各種統計でも、平均寿命、1人あたりGDP、就学率など「長寿で健康場生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測る人間開発指数（HDI）のランクは世界185か国中で15位にもかかわらず、人間開発における男女格差を示すジェンダー開発指数（GDI）は148か国中で85位、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データを集計し指数化したジェンダーギャップ指数（GGI）は142

か国中 117 位にとどまっている¹。

こうした状況を受けて、韓国政府は女性の社会的地位の向上に取り組んできている。1987 年に男女雇用平等法制定、1991 年の男女差別禁止及び救済に関する法律制定がされた。特に 1995 年の女性発展基本法の制定が女性に関する施策の根源となった。2001 年には女性部（省）を設置し、女性問題について女性に特化した部局を創設した。現在は女性家族省となっている。

こうした背景から、女性運動が盛んであり、障害女性、女性障害者²運動も活発である。障害者権利条約第 6 条は女性障害者に関する個別条項であり、同条項の設置には韓国が国民で主導した経緯がある。

本研究は、韓国における女性障害者の実態や制度、(女性)一般の法制度との関係（メインストリーム化の問題）、女性障害者の人権状況、障害者権利条約と同国の女性障害者施策の動向を把握し、成果と課題を分析・整理することで、アジア各国の女性障害者施策の進展に寄与することを最終的な目的としている。この中間報告では、韓国の女性障害者の実態や施策についての大枠を把握することとする。保健福祉省や女性家族省などが行っている女性障害者施策、国家人権委員会における障害者差別禁止法の運用とそこから見える女性障害者問題を探る。

また、2008 年、韓国政府は権利条約を批准し、今年 9 月には国連の障害者権利委員会による第一回目の政府報告（initial reports）の審査（建設的対話）も行われ、10 月 3 日には同委員会より韓国政府報告書に対して総括所見（concluding observation）が出されている。総括所見を見るとさまざまな問題点が見えてくる。これらを検討し、課題の整理を行う³。

第 1 節 韓国の女性障害者の概要

1. 障害者の現況

韓国は障害を 15 の種別に分け、障害の程度により重い障害から 1 級として 6 級までに区分している。日本に類似した制度として、障害者登録制度がある。障害者として登録をすることで各種福祉サービスの受給することができるようになる。2013 年末の登録障害者数は 250 万 1112 名であり、そのうち女性障害者は 104 万 7506 名となっている⁴。韓国の総人口約 5000 万人に対する登録障害者の比率は約 5.1%だが、韓国政府は登録をしていない障害者数を推定値で出しており、268 万 3447 名の障害者がいるとしている⁵。この数値だと 5.5%パーセントほどの比率となる。

障害者と障害のない人との格差については、全体の世帯月平均所得が 371 万 3000 ウォンに比べ、障害者世帯の月平均所得は 198 万 2000 ウォンとなっており、全体の 53.4%に

過ぎない⁶。また、満15歳以上の経済活動参加率も全人口における参加率が62.1%に対し、障害者の参加率は38.47%（男性：44.8%、女性：22.7%）に過ぎない⁷。障害基礎年金など所得保障制度が他の先進国に比べ脆弱であり、障害者と障害のない人との格差は大きい。

2. 男性障害者との比較

上記の通り、障害者と非障害者の大きな格差があるが、さらに男性障害者と女性障害者の間にも生活上の大きな格差があることが下の表からわかる。まず、教育についてである。表1を見るとわかるとおり、障害者の場合、男性でも30%以上の人が学校教育をまともに受けていないが、障害を持つ女性となるとそれが60%以上となる。大学以上の学歴を持つ障害のある女性は6%に過ぎない。大学進学率が世界最高水準である韓国において、この実態から予想される障害者、特に女性障害者の生活等については、非常に厳しいものが予想される。受けた教育の水準が低いとそれだけ高収入が期待できる職業に就く可能性は低くなり、この上で、さらに男女障害者間の格差が出てくる。これは下の表2を見ても明らかである。低学歴あるいはほとんど教育を受けられず、一定の収入が期待できる職もなく、社会保障制度などから他に所得を得る機会がない女性障害者の場合、実際に家庭から外に出て、社会活動することそのものが、心理上、物理上困難になることが予想される。ここに女性障害者に特有となる複合的な困難さが表れている。

【表1】教育の実態

教育水準	障害者	
	女性	男性
無学・初等学校卒業以下	63.6%	32.4%
中学校卒業	13.8%	19.2%
高等学校卒業	16.4%	31.5%
大学以上の学歴	6.3%	16.9%

資料：2011 障害者実態調査（保健福祉省）

【表2】 就業

	男性障害者	女性障害者（男性障害者に対する%）
就業率	44.7%	24.0%（53.7%）
就業者家庭の平均収入	214 万ウォン	187 万ウォン（87.4%）
月平均収入	167 万ウォン	81 万ウォン（48.5%）

資料：2011 障害者実態調査（保健福祉省）

3. 女性障害者に対する暴力

2000 年代初頭、に江原道（강원도）という地域で、知的障害を持つ女性が集落の人たちから継続的な性暴力を受けたことが明るみになったという事件があり、女性障害者に対する社会的関心が高まる契機となった。その他、映画化されて大きな話題となった「トガニ事件」など、性暴力を含む女性障害者に対する暴力は韓国で大きな問題となってきた。障害者でありかつ女性ということで、被害にあいやすく、被害にあっても障害ゆえに、あるいは社会的な風潮からなかなか訴え出ることができない状況がある。

2011 年障害者実態調査では、家庭内での暴力があったとする障害者が 7.1%（350 頁）となっている。セクシャルハラスメントや性暴力を受けた経験がある女性障害者が 0.8% という数字となっている。そして性暴力の被害者の 50%以上の人相談ができなかった、相談できないと答えており、理由として、相談所の情報がなかった、加害者からの報復、他人に知られたくない、といったものがあげられている⁸。これらの統計データは男女別の数値が見られない点が問題である。

また、重大な人権侵害の例として女性障害者の子宮摘出の問題も社会問題となった。2014 年 9 月、韓国政府に対して、障害者権利条約の規定に基づき、障害者権利委員会より最初の政府報告書（initial report）に対する審査（建設的対話）が行われた。政府の報告書に対して障害者権利条約 NGO 報告書連帯（장애인권리협약NGO보고서연대）（以下、報告書連帯）が障害者権利委員会に提出した NGO レポート（パラレルレポート）では、本人の同意なしに知的障害者 11 人から子宮摘出手術を行った事例が報告されている⁹。女性障害者は日常生活、社会参加両面において様々な形の暴力にさらされていることがわかる。

第2節 女性障害者政策

次に、韓国政府による女性障害者施策の概要をみることにするが、その前に、女性施策一般の根拠法を簡単に見てみる。上述の通り韓国で女性に対する施策が本格化したのは 1995 年の女性発展基本法の制定からとされる。同法は「憲法の男女平等理念を具現するた

め、国家と地方自治団体の責務について基本的な事項を規定することにより、政治・経済・社会・文化のすべての領域において男女平等を促進し女性の発展を目指すこと」を目的とし（第 1 条）、国地方自治体に対する積極的差別是正措置をとることや、女性家族省大臣（여성가족부장관）が国や自治体に対して措置に関する勧告を行うこともできるといった規定や（第 5 条）、5 か年計画となる女性政策基本計画の立案（第 2 章）、政策決定過程や政治参画（第 15 条）、国や自治体における女性の雇用促進と男女差別禁止規定等を盛り込んでいる（第 16 条、第 17 条）¹⁰。

女性障害者政策についてである。障害者政策においては障害者政策総合計画という 5 か年計画を立案し、推進するという体制をとっている。以前は障害福祉発展 5 か年計画という名称であった。この第 2 次障害福祉発展 5 か年計画（2003 年～2007 年）立案時に、女性障害者支援対策を主要項目として設定し、成人知力の向上、就業と所得保障、健康管理の強化、出産養育支援、暴力防止及び予防を推進した。第 4 次障害者政策総合計画（2013 年～2017 年）では、女性障害者の妊娠・出産支援、女性障害者体育教室運営、女性障害者社会参加支援拡大、女性障害者への暴力防止及び被害者支援、性暴力被害障害者に対する助力人制度の導入を取り入れている。これが政策推進の大枠となる。

女性障害者施策の主な部署は保健福祉省（보건복지부）と女性家族省（여성가족부）となる。女性家族省は女性政策一般についての担当部署となるが、障害者施策の担当部署は保健福祉省であるため、この二省が主な担当部署となる。

ここで女性家族省について簡単に見ることとする。2001 年に女性施策の担当省庁として女性省（여성부）が新たに政府に設置され、初代の大臣（장관）に女性運動のリーダーであった韓明淑氏が就任した。現在は女性家族省と名称を変え、權益増進局、女性政策局、企画調整室長、青少年家族政策室、25 課で構成されている。女性家族省の前身は、政府組織法（정부조직법）第 18 条によって 1998 年に設置された大統領所属の女性特別委員会（여성특별위원회）である。特に 1999 年には「男女差別禁止及び救済に関する法律」（남녀차별금지 및 구제에 관한 법률）を制定する等の成果を上げている。しかし、特別委員会という組織体制では予算や人員等の限界があり、2001 年に新たな省の設置となったのである。新設された女性省は、女性特別委員会の業務以外に、保健福祉省から家庭暴力や性暴力被害者の保護等の業務を、さらに労働省（노동부）から「女性の家」の業務の移管を受けている。その後、青少年及び多文化家族を含む家族機能が保健福祉省より移管され、女性の総合的な施策および、權益増進等の地位向上のみならず、家族政策、青少年の育成や保護の業務を担当している¹¹。

現時点において、女性障害者に関する韓国政府の政策としては以下のものがあげられる（シン・ドンホ 2014）。

【表3】女性障害者に対する各省庁別の施策

担当部局	事業名	主な内容
保健福祉省	教育支援事業	○女性障害者の要望及び障害特性に基づいた利用者中心の教育プログラムの提供 (全国 31 機関で 307 の事業)
	出産費用支援事業	○出産時，一人当たり百万ウォン支援
女性家族省	社会参加支援事業	○オウリムセンター (올림센터) 運営 ○その人に合わせた相談を通して悩み解決 ○エンパワーメント教育及び地域社会機関と連携，事後管理等 (女性障害者団体や障害者福祉館に委託し，22 か所運営中)
	特化教育支援	○イメージ編集教育，テレマーケティング養成教育，バリスタ養成課程支援
	エンパワーメント (역량강화)事業	○女性障害者のための経済・社会・文化面のエンパワーメント
	暴力防止及び被害者支援	○障害者相談所，障害者保護施設，家庭暴力被害者の統合障害者保護施設の設置運営機関の選定
雇用労働省	雇用支援	○女性障害者雇用奨励金の支給と優先採用 ○女性障害者への適合職種の開発
文化体育観光省	体育活動支援	○女性障害者体育活動支援
法務省	性暴力被害者支援	○性暴力被害障害者のための助力人制度の導入

これらの政策を見ると，教育，出産等に対する支援，性暴力被害者の救済，雇用支援ということが主な政策となっていることがわかる。

保健福祉省の政策は教育のほか，母性権と呼ばれている妊娠や出産，養育等の支援を行い，女性家族省の施策は，教育関連事業のほか，性暴力被害者救済に関連する事業といえる。

教育関連事業については，保健福祉省は教育支援事業で，低所得，低学力，教育の基礎的な部分についての施策を展開し，女性家族省は社会参加支援事業，あるいは特化教育支援として，社会参加，職能技術獲得に力を入れており，とりわけ出産後に職場復帰できない経歴断絶女性の問題を重視している¹²。韓国は障害者を含む社会政策の方向性として，雇用政策に重点を置いており (崔 2012)，この点がはっきりと出ているように思われる。女性家族省のスローガンも「仕事と家庭の両立」となっている。これについては性的役割

の固定化につながるとした批判も聞かれる¹³。

女性家族省の性暴力被害者に関する事業では、障害者相談所（女性障害者性暴力相談所と同義）が全国に 25 か所において民間委託方式で運営されている。例えば、女性障害者最大のNGOである女性障害者連合は 6 か所で運営している。例えば、障害女性共感（장애여성공감）という女性障害者団体が、女性家族省からの委託を受けソウルで運営している障害者相談所の場合、100 名前後の性暴力被害者の支援を行っている。このうち 70%が知的障害者とのことである。裁判支援や家族相談支援など、被害者一人当たり 10 から 15 種類の支援が必要なので支援数に直すと 1500 程の支援として数えることができることである。また、相談案件は長期的なものが多く、司法事例も多いことである¹⁴。性暴力に関連して、障害者保護施設が 4 か所で運用されている。2012 年の入所者数と退所者数は 78 名で同一であり、継続して入所している入所者数は 108 名となっている¹⁵。これらの数字は 2011 年に比べると若干増加している。

雇用関係の施策に関連して、雇用労働省の障害者雇用奨励金支給制度をみると、以下のようになっている。

【表 4】障害者雇用奨励金支給内容（単位：ウォン）

		軽度（障害者） 男性	軽度女性	重度男性	重度女性
2010年4 月1日以 降	入社満3年未満	30万	40万	40万	50万
	入社3年～5年	21万	28万		
	満5年を超過	15万	20万		

表 4 を見てわかるとおり、女性障害者に対して比較的到手厚く、かつ、重度障害者に手厚くなっていることがわかる。

第 3 節 権利条約，差別禁止法との関係

1. 障害者差別禁止法

障害者差別禁止及び権利救済に関する法律（以下、差別禁止法）では、障害者あるいは障害者の関係者に対する直接差別，間接差別，合理的配慮（正当な便宜）の拒否等の差別を禁止し，第 5 節で以下のような規定がされている。

第5節 母・父性権・性等

第28条（母・父性権の差別禁止）

- ①何人も障害者の妊娠，出産，養育等，母・父性権において，障害を理由に制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ②養子機関は，障害者が養子縁組を行おうとする際，障害を理由に養子縁組を行う資格を制限してはならない。
- ③教育責任者及び「婴幼儿保育法」に基づく保育施設及びその従事者と「児童福祉法」による児童福祉施設及びその従事者等は，父母が障害者であるという理由でその子女を区分し，又は不利益を与えてはならない。
- ④国家及び地方自治団体が直接運営し，又はそこから委託或いは支援を受けて運営する機関は，障害者の避妊及び妊娠・出産・養育等における実質的な平等を保障するため，関係法令が定めるところにより障害種別及び程度に適合した情報・介助者派遣サービス等の提供及び補助機器・道具等の開発等，必要な支援策を準備しなければならない。
- ⑤国家及び地方自治団体は，妊娠・出産・養育等のサービス提供と関連して，この法に定める差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。

第29条（性による差別禁止）

- ①すべての障害者の性に関する権利は尊重されなければならない，障害者はこれを主体的に表現し享有することができる性的自己決定権を持つ。
- ②家族・家庭及び福祉施設等の構成員は，障害者に対し障害を理由に性生活を享有する空間及びその他の道具の使用を制限する等，障害者が性生活を享有する機会を制限し，又は剥奪してはならない。
- ③国家及び地方自治団体は，障害者が性を享有する権利を保障するために，関係法令で定めるところにより，必要な支援策を講じ，障害を理由とする性に対する偏見・慣習その他のすべての差別的慣行をなくすための広報・教育をしなければならない。

同法の規定を見ると，母性権といわれる妊娠や出産，養育という面に焦点が当てられていることがわかる。性を否定されてきた歴史を持つ女性障害者の声が反映されたものであるが，最近では，あまりに「母性」や性的自己決定に関する規定のみに集中し，ジェンダーの視点からの性的役割からの解放という側面が欠けているとの批判がある¹⁶。

それでは紛争解決の実態はどうだろうか。国家人権委員会によれば，女性障害者特有の案件というのは出産等における配慮があげられるが，教育や雇用など，他の差別類型で対応しているものが多いとのことである。

女性障害者に関する差別案件の申し立ての実態について，国家人権委員会では，女性と男性の統計上の区別を行っていない，ということもあり，女性障害者特有の事例，そうではない事例を特に体系的に把握していないという批判がされている¹⁷。

統計やデータの収集については、国家人権委員会に限らず、NGO報告書連帯がまとめたパラレルレポートでも指摘を受け、批判がされている部分である¹⁸。

2. 障害者権利条約と国家人権委員会

上述の通り、2014年10月3日に国連障害者権利委員会より韓国政府に対して総括所見（concluding observations）が出された。女性障害者に関するものもいくつか出されている。

まず、女性条項である第6条関連である。障害者権利委員会は¹⁹、

- ①障害関係の法制度にジェンダーの視点を取り入れられていないことに留意し、家庭内暴力の防止のための効果的な措置が欠如していることに懸念を示し、
- ②ジェンダーの視点を障害法政策にメインストリーム化することと、女性障害者に特化した政策の開発を勧告し、
- ③DV や性暴力防止のための教育プログラムを策定するときに障害の視点を取り込むことで、居住施設の内外における女性障害者への暴力に対する効果的な措置をとることを勧告し、
- ④女性障害者が、一般教育を終えたあるいはそれから排除されたということに関わりなく、女性障害者の選択とニーズによる効果的な生涯教育を受けることを確保することを勧告し、
- ⑤女性障害者の妊娠中や出産における支援を増やすことを勧告した。

次に、NGO報告書連帯のパラレルレポートに子宮摘出手術の指摘があった第17条においては、強制不妊手術を根絶するための適切な措置をとることや、地域や入所施設において、強制不妊手術に対する保護を提供し、それがアクセシブルで効果的であるようにすることを勧告している。また、強制不妊手術の実態調査を行うことも勧告した²⁰。

また、第27条の労働条項についても男女障害者の格差をなくすための政策をとることを勧告しており、第31条の統計・データの収集についても性別や年齢等、区分されたデータ等の作成を勧告している²¹。

こうした国連の動きに対して、障害者権利条約第33条が定める独立した履行のための監視機関たる国家人権委員会は、障害者権利条約に特化した監視活動は現在のところは行っていない。日本の障害者基本計画に該当する障害者政策総合計画の履行状況の監視がすなわち権利条約の履行状況の監視に当たるとされる。ちなみに、日本において、内閣府の障害者政策委員会が障害者基本計画の実施状況を監視することがすなわち権利条約の履行状況の監視に当たるとされることと同様の仕組みである。

これについて、国家人権委員会の担当者によれば、2019年の次の審議まで各関連機関の総括所見の履行状況について、国家人権委員会が監視するための5カ年計画を立てる予定であるとのことである。2015年末に年次別計画を発表する予定であり、そのための基本計

画を立案するとのことであった²²。これには注目していきたい。

今後の課題

以上、中間報告をまとめた。最終報告に向けて、様々な課題が見えてきた。

一般の女性施策が 1990 年代から本格化したのに対して、女性障害者については 2000 年以降、社会的な事件を契機によりやく独自の政策が行われるようになったようである。やはり、女性問題でもメインストリーム化の問題はありそうだ。2014 年 11 月、『シンポジウム 北京 20 ポスト 2015 ジェンダーの観点からみた韓国社会の変化』というシンポジウムが開催されたが、女性問題をマイノリティ女性が一堂に会してこうした機会を持ったのは初めてだと聞く²³。率直な感想としてかなり驚きの念を持った。障害者運動が男性中心であるということから、「障害女性」という女性という属性に軸を置く運動が一方で展開されてきている。本稿でも取り上げている「障害女性共感」もその一つである。そのような運動の歴史からみて、マイノリティ女性と一堂に会した初めての機会というのは遅いという感想を持たざるを得ない。韓国の（一般の）女性運動は、韓国の女性政策に大きな影響を与えてきた。その女性運動で障害をどのように位置付けてきたのかを知ることは、女性障害問題のメインストリーム化を分析する上で参考になると思われる。

主な施策は、教育、雇用、性暴力被害者救済、というように分けることができるようだ。最終報告に向けて、一般の女性政策とどのような関係にあるのか、どのように一般の女性政策に影響を与えているのか、掘り下げる必要がある。性暴力の取り組みについては、事例を踏まえながらこの間の成果と課題を整理する必要性を感じている。特に全国で障害者相談所が 25 か所も設置されていることは大いに注目すべきだろう。

差別禁止法について、申し立て案件の内容を精査し、国家人権委員会がどのような判断を行って、差別分野が判断されるのかをことは、いわゆる「複合差別」を考えるうえで大いに参考になる。

今年（2015 年）、2019 年の次の審議まで各関連機関がどのような方法で総括所見を履行するかについて国家権利委員会が管理するための 5 年計画を立てる予定である。具体的には、2015 年末に年次別計画を発表する予定であり、そのための基本計画を 3 月か 4 月までに立案する。専門家討論会・懇談会の開催・草案の提示などを計画しており、政府に対して、5 年計画樹立のための政策公告等を行う可能性もある。また、その際には、監視の対象、目的、担当者など、具体的な部分だけでなく、システム自体を整備する必要がある。

障害者権利条約の策定過程に官民ともに大きく貢献し、特に第 6 条の個別条項化には大変な力を注いだ韓国は、今後の障害者権利委員会の総括所見での勧告等に誠実に対応することを期待したい。履行の監視機関である国家人権委員会が、障害者権利条約の履行の監

視に特化した計画を立てる予定があることは、注目に値する。他のアジア諸国の障害者権利条約の実施と監視の仕組みを構築する上で大いに参考になるだろう。

〔注〕 _____

¹ HDI と GDI については国連開発計画 (UNDP) 統計 <http://hdr.undp.org/en/data>, GGI については世界経済フォーラム “The Global Gender Gap Report 2014” 8～9 頁。参考までに日本は、HDI は 17 位, GDI は 79 位, GGI は 106 位となっており, 韓国と似通った数値となっている。

² 女性障害者の表記について断りを入れておく。韓国の女性障害者, あるいは団体では, 「女性」にそのアイデンティティの中心を置いている, あるいは活動している個人・団体は「障害女性」(장애여성) という表現を使う。一方, 「障害者」という点に重点を置く考え方や実践を行っている個人・団体は「女性障害者」(여성장애인) という表現を使用する。本稿では混乱を避けるために, とりあえず, 一般的な意味で使用する場合には女性障害者という表記で統一することとする。もちろん固有名詞はそのままの表記を行う。

³ 本稿は本研究の中間報告であり, 資料の名称等が明確に確認できていない場合でも, 出所が明らかな場合にわかる限りの引用先・出所先を明記するにとどめていることをあらかじめ断っておく。

⁴ 保健福祉省「2013 年登録障害者現況」。http://www.mw.go.kr/front_new/jb/sjb030301vw.jsp

⁵ 保健福祉省, 韓国保健社会研究院「2011 年障害者実態調査」4-8 頁。

⁶ 保健福祉省, 韓国保健社会研究院「2011 年障害者実態調査」62-65 頁。

⁷ 통계청(2014)。

⁸ 2011 年障害者実態調査。家庭内差別・暴力については 350-352 頁, 性的暴力に関しては 352-356 頁。

⁹ “Parallel Report for the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities” Article17, “Protecting the Integrity of the Person”。

パラレルレポートについては国連人権高等弁務官事務所の下記 URL を参照。
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=935&Lang=en.

¹⁰ 法律条文は大韓民国法制処のホームページを参照。訳は崔。<http://law.go.kr/lsc.do?menuId=0&subMenu=4&tabNo=7#EJP7:0>

¹¹ 女性家族省ホームページを参照。http://www.mogef.go.kr/korea/view/intro/intro01_03.jsp.

- ¹² 2014年11月13日の保健福祉省障害者政策局障害者権益支援課・障害者サービス課でのインタビューにて。
- ¹³ 2014年現地調査での障害法研究会事務局長キム・ミヨン氏へのインタビュー。
- ¹⁴ 2014年11月11日、障害女性共感代表ペ・ボクチュ氏へのインタビュー。障害女性共感はソウル市ソンパ区に事務所を置き、女性障害者の自立支援や文化活動、性暴力相談所の運営などを行っている女性障害者の当事者団体である。ホームページアドレスは<http://wde.gizmo.kr/>。
- ¹⁵ 2014年11月13日の保健福祉省障害者政策局障害者権益支援課、障害者サービス課インタビュー時に障害者サービス課事務官のシン・ドンホ氏提供資料。
- ¹⁶ キム・ミヨン氏インタビュー。
- ¹⁷ キム・ミヨン氏インタビュー。
- ¹⁸ Korean DPO and NGO Coalition for UN CRPD Parallel Report 2014.
- ¹⁹ U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1”Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea” para.13-14.
- ²⁰ U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1”Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea” para.33-34.
- ²¹ 第31条に関しては U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1”Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea” para.60-61.
- ²² 2015年2月に国家人権委員会障害者差別1課の障害者権利条約の担当者の話。
- ²³ 2014年11月12日、女性障害者連合常任代表ユ・ヨンヒ氏インタビュー。女性障害者連合は韓国最大の女性障害者団体であり、初代女性省大臣を務めた韓明淑氏もこの団体の出身である。また、国家人権委員会常任委員である張明淑氏も当団体の出身である。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 崔榮繁 2011. 「2011年5月13日 内閣府 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会発表資料」内閣府ウェブサイト
(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_4/pdf/s2.pdf) 8-39.
- ―― 2012. 「韓国の障害者雇用制度」『アジアの障害者雇用法制 ―差別禁止と雇用促進―』(アジア経済研究所、2012年)

〈韓国語文献〉

- 국가인권위원회[国家人權委員會] 2014 『2014 장애인차별금지법 모니터링 결과보고서』 (국가인권위원회, 2014.12) (『2014 障害者差別禁止法モニタリング結果報告書』 2014.12))
- 보건복지부/한국보건사회연구원 [保健福祉省/韓国保健社会研究院] 2012. 『2011 년 장애인 실태조사』 (2011 年障害者実態調査).
- 신동호 [シンドンホ] 2014 「여성장애인 지원 현황과 추진 방향」 [女性障害者支援の現況と推進方向]
- 여성장애인연합 [女性障害者連合] 2014 「여성장애인 [女性障害者]」 『 심포지엄 베이진 20 post2015 젠더관점에서 본 한국사회의 변화』 자료 [『シンポジウム 北京 20 ポスト 2015 ジェンダーの観点からみた韓国社会の変化』資料] (2014 年 11 月)
- 한국장애인개발원 [韓国障害者開発院] 2014 「여성장애인 고용촉진을 위한 양질의 시간제 일자리 활성화 방안연구」 [「女性障害者の雇用促進のための良質の時間制の働く場活性化の方策研究」] (2014、한국장애인개발원)
- 통계청 [統計庁] 2011 한국통계월보 [韓国統計月報] (2011 年 5 月基準)

〈英語文献〉

- The Global Gender Gap Report 2014 2014 World
- Korean DPO and NGO Coalition for UN CRPD Parallel Report 2014 “Parallel Report for the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities(2014)
- U.N Doc, CRPD/C/KOR/1 “Implementation of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Initial reports submitted by States parties under article 35 of the Convention, Republic of Korea “[27 June 2011]
- U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1”Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea”